

状況説明 現状説明&意見交換会
～条例改正とサポートセンターの運営について～

平成 27 年 10 月 24 日 10 時～

1、今回の経緯について

資料

- ① 条例改正決議までの経緯
- ② 決算委員会が出された資料
- ③ 適切な管理運営を求める決議
- ④ 議員提出議案
- ⑤ 議会での指摘事項について
- ⑥ さいたま NPO センターの HP から
- ⑦ 第三者評価資料
- ⑧ マスコミ掲載資料
- ⑨ 抗議文・声明

2、議決後の動き

- 10 月 16 日 「教育と自治・埼玉ネットワーク」等 抗議声明提出
10 月 17 日 「NPO 法人きょうと NPO センター」抗議文提出
10 月 19 日 さいたま NPO センターが説明会を開催、30 名参加
利用 8 団体が抗議文を提出
10 月 20 日 「NPO 法人日本 NPO センター」意見表明提出
「認定 NPO 法人市民セクターよこはま」意見表明
10 月 21 日 有志による WEB 署名開始
10 月 22 日 さいたま市長会見

2、今回の件についての意見交換、情報共有

さいたま市市民活動サポートセンター条例改正決議に関する経緯

2015 年 10 月 23 日

NPO 法人さいたま NPO センター

【条例改正までの経緯 2015（平成 27）年】

- ・7 月、指定管理者を市民団体としてきたが要項が外され、第 3 期の指定管理者を公募開始
- ・8 月末公募締切
 - ※さいたま NPO センターは NPO 法人都市づくり NPO さいたまと共同事業体で提案
- ・10 月 4 日公開プレゼンテーション、同日に選定委員会実施（計 3 者）
- ・通常では 10 月に内定、12 月議会で議決
- ・10 月 6 日、9 日の市議会決算委員会で自民党 青羽議員、公明党 谷中議員、松下議員から「政治目的の団体が利用している」と質疑が出、該当すると思われる 14 団体の名簿資料を配布。指定管理ではなく市の直営と、指定管理基準の見直し等を求める附帯決議が自民党・公明党から出される
- 10 月 15 日、本会議で「指定管理者に業務をさせない」趣旨の附則を加える条例改正案が出され、16 日に自民・公明・他 1 の賛成で議決。
（さいたま市は 60 議席、自民 23、公明 11、民主改革 16、共産 8、その他 2）

【議決後の動き】

- 10 月 16 日 「教育と自治・埼玉ネットワーク」等 抗議声明提出
- 10 月 17 日 「NPO 法人きょうと NPO センター」抗議文提出
- 10 月 19 日 さいたま NPO センターが説明会を開催、30 名参加
利用 8 団体が抗議文を提出
- 10 月 20 日 「NPO 法人日本 NPO センター」意見表明提出
「認定 NPO 法人市民セクターよこはま」意見表明
- 10 月 21 日 有志による WEB 署名開始
- 10 月 22 日 さいたま市長会見

【運営、指定管理に関する経緯】

- ・2004 年、さいたま市が学識経験者に加えて市民活動の実践者を委員とする「市民活動推進委員会」を設置。市民活動や協働についての指針の検討開始。
- ・2005 年（～2006 年）ワークショップ活動で機能等を検討。
- ・2005 年第 1 回の市民活動サポートセンター整備検討委員会
- ・2007 年 3 月、指定管理者公募、3 団体が提案。公開プレゼンテーション実施
- ・2007 年 6 月、指定管理者にさいたま NPO センターが議会で承認
- ・2007 年 10 月、市民活動サポートセンター 開設 運営開始
- ・2010 年 7 月、指定管理者公募、1 団体が提案、公開プレゼンテーション実施
- ・2010 年 12 月、指定管理者にさいたま NPO センターが議会で承認
- ・2011 年 4 月（～2016 年 3 月まで） 第 2 期指定管理期間の運営

■政治的活動と類推される活動を行っている市民活動サポートセンター利用登録団体

団体名	主な活動	備考
原発埼玉県民投票準備会 【P478】 ※6虫賛疑	平成26年6月、浦和コミュニティセンターで設立総会を開催。 原発の是非を問う「埼玉県民投票条例」の制定を求める署名活動を、昨年12月から本年1月まで実施。※その際、市民活動リポートセンター内のメルボックスを署名簿の送付先としていた。 本年2月、署名約6万筆を兼ね、埼玉県議会議長宛、「原発に関する埼玉県民投票を求める請願」を提出。※不採択	資料1
九条の会・さいたま 【P488】 ※6虫賛疑	浦和コミュニティセンター第15ホールで、「集団的自衛権と憲法九条」「今、改憲論議を考える。『9条改正の狙いは何か』」と題した学習会を開催。「九条の会」は全国各地で設立されている団体。	資料2
北朝鮮に拉致された日本人を救出する埼玉の会 【P440】	北朝鮮拉致問題解決へ向けての運動を県内各地で展開。定例活動として、毎月第2日曜日、浦和駅西口・東口で署名活動を実施。また、年1回「拉致問題を考える埼玉県民の集い」を県や自治体、協力団体と共に開催。	資料3
婦人民主クラブ 埼玉支部 【P453】	女性の解放と子どもの幸せを守るため全国的に活動を展開する「婦人民主クラブ」の地域支部。同クラブは、本年8月、戦争法案廃案と安倍政権の退陣を迫る「国会10万人全国100万人8・30人行動」に参加。	資料4
さいたま地区平和運動センター 【P457】	平成28年、市民活動サポートセンター多目的展示コーナーで、広島市民の描いた原爆の絵画の展示とビデオ放映を開催。 ※「埼玉県平和運動センター（略称『埼玉平和センター』）」と関係有か？ 「構成組織一覧」には記載無。埼玉平和センターは、県内各ブロック・地区から「戦争をさせない埼玉県1000人議員会」と共に平和憲法を守り生かす運動（護憲集会等）を実施。	資料5
かわぐち九条の会 【P458】	憲法九条を守る川口市民の世代づくりを進めることを趣意に掲げて活動。「憲法違反の集団的自衛権の行使は認められない」として川口市内を中心に集会・後援会等を開催。本年5月、集団的自衛権を行使容認した閣議決定の撤回を求める「5・31オール埼玉総行動」にも参加。	資料6
埼玉保守市民の会 【P463】	平成25年7月、市民会館うらわで「捏造慰安婦パネル展・講演会」を「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」と共に開催。	資料7
日朝友好連帯埼玉県民会議 【P464】	平成17年、朝鮮総連埼玉県本部や日教組埼玉、埼玉県高教組と共に埼玉県知事に対し、「朝鮮学校の運営費補助金など埼玉の朝鮮初中級学校の処遇改善を求める要望」を実施。平成22年、「日朝連絡会／朝鮮学校への『高校無償化』適用を求める共同声明」に参加。さらに、埼玉県高教組、埼玉県平和運動センターほか県内8団体と共に首相宛に要望書を提出。	資料8



団体名	主な活動	備考
「原発」国民投票 埼玉賛同人会 【P473】	「原発埼玉県民投票準備会」と関係有。「原発」国民投票を実現するため、署名活動や地元国会議員宛ハガキ送付を求める活動を実施。なお、団体として原発の推進・反対、何れの立場でもない。本年1月、市民活動リポートセンターで「『原発』国民投票埼玉オープンミーティング」、浦和コミュニティセンター第1.5集会所で「仮光臨明氏講演会」を開催。	資料9
平和・民主・革新の未来を 開くさいたまの会 【P474】	通称「さいたま市革新塾」。本年9月、「安倍内閣と自民・公明両党による参議院での戦争法強行採決に強く抗議する」とした抗議声明を発表。戦争法反対のアピール行動「オール埼玉総行動」にも参加。また、本年6月、浦和コミュニティセンター多目的ホールで、戦争する国づくりを許さない学習決起集会「オール沖縄のたたかひに学ぶ」を開催。次回、参議院選挙に当たってのアピール「安倍政権の暴走と改憲勢力の動きにストップをかけよう」と、参議院選挙に向けた声明も発表。	資料10
原子権を求め続けるプロ ジェクト 【P474】	「原発埼玉県民投票準備会」「『原発』国民投票埼玉県賛同人会」と関係有。原発埼玉県民投票の実現に係る取組に参加。 昨年4月、浦和コミュニティセンター集会所で、集団的自衛権や秘密保護法をテーマに勉強会を開催。また、浦和駅東口・西口駅前「キャンドルナイト・アクション」と称した集会も開催。	資料11
生き証人プロジェクト 【P480】	「埼玉保守市民の会」「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」と関係有。本年3月及び4月、「日本の近現代史を正しく理解しよう」をテーマに、市民活動サポートセンター多目的展示コーナーでパネル&映像展を開催。	資料12

■市民活動サポートセンター内で政治的活動と類推される活動を行っている非登録団体

団体名	主な活動	備考
捏造慰安婦問題を糾す 日本有志の会 ※6定員程	民間の力で自虐的な歴史観を払拭し、日本人が正しい歴史・文化を知るための展示会やイベント等を実施。昨年10・11・12月及び本年2月、市民活動サポートセンター内でパネル展を開催。	資料13
戦争法案を廃案に！ 女たちの会・埼玉	本年8月、市民活動サポートセンター南ラウンジで「憲法カフェ in 浦和」(※安保法案等の学習会)を開催。	資料14

■その他

団体名	主な活動	資料
「九条俳句」憲法保障訴訟 を市民の手で！実行委員会	通称「『九条俳句』市民応援団」。本年7月、さいたま市ふれあい館で団体設立の「スタート集会」を開催。その後9月にコミュニティセンター内で開催されたパネル展示「戦後70年アジアとともに」に、同団体として参加。	資料15

さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議

本市の公の施設であるさいたま市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）は、市民活動を支援し、その活性化を図るために設置され、非営利で公益的な活動を自発的かつ自主的に行う団体の利用に供されている。あわせて、宗教的な活動を始め、政治上の主義を推進し、支持し、又は反対することを目的とする活動や、特定の公職の候補者や政党を支持し、又は反対することを目的とする活動については、市民活動として認められず、施設等の利用において制限が加えられている。

公の施設は、地方自治法上、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供される施設であり、同法上、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者にその管理を行わせることができるとされている。

センターにおいて行われる施設利用の許可や団体登録等の行為は、公権力の行使に当たり、本来、行政自ら執行すべき性格を有するものとして、公平性、平等性ととともに透明性が強く求められる。

現在、センターの管理運営は指定管理者に委ねられており、その管理の下で、施設利用の許可や団体登録等の行為が行われているが、それらの行為に基づく施設の利用において、また、登録された団体の活動の一部において、政治的な目的に基づく主張を強く反映した施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図したものが見受けられる。

公の施設を運営する原資はさいたま市民の負担であり、特定の団体等の利益に注がれることなく、広く市民がその施設から生じる利益を享受すべきである。

よって、さいたま市議会は、市執行部において、市民の福祉の増進に最大限の配慮をしつつ、より適切なセンターの管理運営を確保するため、指定管理者の指定に当たっての施設管理の基準その他の必要な事項等の見直しを図るとともに、多くの市民の利用に供する機会が確保されるよう、関係条例等の見直しを含めた措置を早急に講ずることを強く求める。

以上決議する。

④議員提出議案

議員提出議案第10号

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年10月15日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	江原大輔
賛成者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	新井森夫
	同	金井康博
	同	都築龍太

さいたま市市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例

さいたま市市民活動サポートセンター条例（平成19年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1. <u>この条例は、平成19年10月25日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（指定管理者による管理に係わる特例）</u></p> <p>2. <u>第18条の規定は、センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない。</u></p> <p>3. <u>前項の管理の基準その他の必要な事項は、市民の福祉が最大限に増進され、センターを設置した目的を効果的に発揮するためのもの</u> <u>なければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この条例は、平成19年10月25日から施行する</p>

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2014.10.2決算・行政評価特別委員会

議会で発言	日時	実状概要	実状
<p>平成25年の10月、11月くらいに、土曜日だったか日曜日だったか、うちの社員を30人動員して、駅でずっと張っていて、どこへ帰るかよく見ると、数えろと言ったのです。そうしたら、100人くらい数えて80人くらいが東京方面へ帰る人です。ざっとですけれども、20人くらいは大宮方面へ帰る人もいましたね。どこから来たのと言うと、東京方面へ帰る人はみんな赤羽だとか神奈川という人もいました。恐らく正確に答えられない人もいます。わからなければ、6割から7割が明らかに市外だ。北へ帰る人も市内の人は大歓迎なのだけれども、申しわけないけれども、熊谷とか群馬、栃木と言われたのでは、それはどうしたのという話になってしまう。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>市民の利用者が多数を占めている。</p>	<p>指摘されている2013年(平成25年)の10月・11月にテーブルを予約利用した団体(613団体)について予約時の記録を確認したところ、予約者の電話番号の市外番号と登録された連絡先の人の住所は、89%が市内在住者であった。同時期の印刷の申込みも同様に、全印刷機材利用者(863団体・人)について連絡先電話番号の局番や当該団体の連絡先について調べると89%が市内在住者であった。また、今年度9月に3日間にわたって実際にテーブルを使っている人全員にアンケート調査をしたところ(全274回答)、市内から来ている人が68%であった。</p>
<p>(さいたまNPOセンターの)役員で市内の人は何人くらいいますか。理事が何人いて、市内の在住者が何人ですか。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>半数近くが市内在住。</p>	<p>2015年度の理事15人中、7名が市内在住者。なお監事2名はいずれもさいたま市在住。</p>
<p>この間などは登山の格好をしてみんなで来て、何だかみんなで長野のほうへ行っちゃよ。よくわからないけれども。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>山登の団体が利用団体だった可能性はあるが長野に行くということと市民とは関係ない。</p>	<p>登山を活動目的とする利用団体がある(2015年10月12日現在、9団体。うち7団体は連絡先がさいたま市内)ので、その団体が登山の格好をしていて、集会后に登山に行くことは、サポートセンターの利用目的として問題となる行動だと考えていない。なお、山登りの対象地がさいたま市外であつても、そのための計画等を、さいたま市在勤・在住者等が、主にさいたま市内でおこなうならば、市内での活動と見なしている。</p>
<p>要件を緩和して、少なくともいろいろなる方が参加できる。今のままでは安い方がいいよ。安く管理している人のほうがいいよ。勝手にやっているのだから。あんな人要らないよ。と思いきね。私は減多にそういうおかしなところは余り言わないのだけれども、あれはおかしいよ、本当に。だから、少し考えてもらいたいと思います。</p>	<p>2014.10.2決算・行政評価</p>	<p>要件は緩和された</p>	<p>2015年6月5日の要領改訂により、指定管理者の応募資格を市民活動団体に限る規定は削除された。</p>

作成: NPO法人さいたまNPOセンター

2015年10月18日

2015.6.15定例会

議会で発言	日時	実状概要	実状
登録した団体が優先的に使えるエリア、それで地域団体が使えるエリア、両方が混在して使えるエリアと分かれている	2015.6.15 定例会	地域団体と登録団体を区別することはない。	サポートセンターのラウンジは大きく市民活動専用スペースと、市民活動優先スペースにわけている。優先スペースは市民活動以外の利用でも空いていれば利用可能とするスペースで、主に訪れた親子連れや学習する学生たちが利用している。一方、市民活動専用スペースは、登録した団体が1週間前に予約利用できるエリアと、それ以外のエリアに分けている。 しかし、地域団体は登録団体になることが可能(区別していない)なため、地域団体が使えるエリアというのではない。
地元の自治会があそこがあいていから使わせてくださいと言うと、そこはNPO専用ですから、あなたたちはだめだと言われる	2015.6.15 定例会	自治会の利用を断ることはない。	自治会だからということを利用して断ることはない。じっさい、2015年3月31日現在、自治会が33登録している。その中には、たとえば、浦和区の東仲町自治会や、常盤4丁目自治会、本太1丁目・2丁目・5丁目自治会などがある。そもそもNPO専用という区切りはなく、法人格をもっていない市民団体の登録の方が多い(2015年10月12日現在、全登録1727団体内、NPO法人は211)。
未確認のだけけれども、例えば我々議会の政務活動費を情報公開して、資料を持って行って、あそこどこでピーしている人たちがいる	2015.6.15 定例会	いるかもしれないがわからない	どのような印刷物をつくっているかの事前チェックはしていないため、わからないのが現状(ただし、狭義の政治活動や宗教活動、営利活動などでの利用は不可と告知し、利用前にサインを求めている)。なお、地方議員の情報公開を求める活動は、NPO法20分野「まちづくり推進活動」や「人権擁護」「地域安全活動」などのために行われることがあり、それらのためであれば印刷室の使用を断ることはない。
(原発県民投票グループは)県議会議長にまで陳情を出した団体ですよ、これは。明らかに政治活動ではないのか。	2015.6.15 定例会	陳情をすること＝政治活動ととらえていない	政治活動は、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的」とするか、選挙にかかわる活動としてのみとらえている。陳情をすること＝政治活動として利用を制限すると、多くの市民団体の利用ができないことになる。
もっと問題だと思つのは、捏造慰安婦問題を糺す日本有志の会、これ登録されていますか。…登録している団体しか使えないところまでパネル展やっている。	2015.6.15 定例会	当該団体は、登録団体にパネルを「貸し出して」いる	当該団体のブログ(http://true-history.jugem.jp/?cid=3)にて、「パネル展」一覧となっているが、「当会は、慰安婦問題を検証する展示会を行いたい」という個人・団体に対して展示パネルを無料で貸出し致します」としており(http://true-history.jugem.jp/?cid=6)、サポートセンター登録団体の「生き証人プロジェクト」に貸し出しているのが実態である。

2015.10決算・行政評価特別委員会

議会での発言	日時	実状概要	実状
<p>原発埼玉県民投票準備会、これは埼玉県議会に対して住民投票、県民投票を求める請願を提出しています。……県議会に請願を出すということが政治活動ではありませんか？</p>	<p>2015.10.5 決算・行政 評価</p>	<p>請願を出すこと ＝政治活動とと らえていない</p>	<p>具体的な施策(本件では県民投票の実施)について請願を議会に向けて出すことは、施策の実現のための行為であり、政党活動や政治上の主義を推進・支持または反対することを目的とする活動ではない、ととらえている。 もし、請願をしたことをもって、サポートセンターの利用制限にあたる「政治活動」とするならば、平成24年1月議会で請願5として「自治会活動の支援の拡充を求める請願」を出した自治会も登録団体とできなくなってしまう。</p>
<p>埼玉県民投票、原発の準備会、これは県議会に請願書を提出されてますよね。正式な抗議が自民党県議団からさいたまま議団にありましたよ。おたくの市は何やってるのと。本拠地がサポートセンターだから、請願者の。いまだに登録されてい</p>	<p>2015.10.9 決算・行政 評価</p>	<p>本拠地が登録 住所という意味 なら間違い</p>	<p>原発埼玉県民投票準備会が、署名活動の打合せ等のために(ロッカー、テーブル)、あるいは署名の送付先として(メールボックス)、サポートセンターを利用していたことは事実である。しかし、その登録届け時の所在地は、サポートセンター以外(さいたま市浦和区)となっている。同会のホームページに記載されている会則においても、サポートセンターの名はいっさいない。</p>

注記:議員発言は、中継を聞いて書き起こしたものであり、本人校正前のもの。

2015.10本会議

議会で発言	日時	実状概要	実状
<p>原発埼玉県民投票準備会。問題視しているのは、メールアドレスを使って署名を集めたことだ。メールアドレスがパンクして、他の団体が使えなくなった。そこが問題だ。</p>	<p>2015.10.15 本会議</p>	<p>メールアドレスには余裕がある</p>	<p>メールアドレスは312あり、まだ利用されていないものも多く、余裕がある。じっさい、原発埼玉県民投票準備会が署名集めをしていた15年1月10日現在のメールアドレス利用数は100で212余っていた。当該団体は、署名の宛先であるため1か所のみ利用。ちなみに、2015年10月15日現在のメールアドレス利用数は94。</p>
<p>サポートセンターには3つのエリアがある。誰でも自由に使えるエリア、登録団体でないと使えないエリア、もうひとつは登録団体でなくても空いていれば使えるエリア</p>	<p>2015.10.15 本会議</p>	<p>登録団体でないエリアは存在しない</p>	<p>サポートセンターのラウンジは大きく市民活動専用スペースと、市民活動優先スペースにわけている。優先スペースは市民活動以外の利用でも空いていれば利用可能とするスペースで、主に訪れた親子連れや学習する学生たちが利用している。一方、市民活動専用スペースは、登録した団体が1週間前に予約利用できるエリアと、それ以外のエリアに分けている。登録団体でないエリアはない。</p>

注記：議員発言は、中継を聞いて書き起こしたものであり、本人校正前のもの。

「さいたま市市民活動サポートセンター条例」が改正され、指定管理者制度をとりやめることに
(平成 27 年 10 月 16 日 さいたま NPO センターHP より)

さいたま NPO センターが指定管理者となっている「さいたま市市民活動サポートセンター」(以降、サポートセンター)は、市民とさいたま市の「協働管理運営」型サポートセンターとして、利用者に高い評価をいただいています。

ところがさいたま市議会において、サポートセンターの登録団体制度が問題視され、ついにはサポートセンター運営の根幹というべき「サポートセンター条例」の改正案が 10 月 16 日に議決され、28 年度から指定管理者制度をとりやめるという異常な事態となりました。

この不当な顛末を緊急に報告します。

●14 団体を政治活動団体と主張

7 月 27 日に第 3 期(平成 28~32 年度)の指定管理者の公募がさいたま市からあり、共同事業体「さいたま市民活動推進機構」(当センター & 都市づくり NPO さいたま)として申請書を提出しました。10 月 4 日には公開プレゼンテーションを行いました。

※応募団体は私たちを含め、市の外郭団体、地元企業の 3 団体。

今までの経験を活かした運営、まちづくりや子育て支援、税理士・行政書士等による専門相談などを充実させ、具体的な事業提案をおこない、私たちは公平な審査を待ちました。

ところが、10 月 5 日のさいたま市議会の決算・評価特別委員会で自民党の青羽市議が、サポートセンターの登録団体約 1700 団体のうちの 14 団体を列挙して、「政治活動」を行っている団体とする演説を行いました。いわく、『原発埼玉県民投票準備会』は埼玉県議会に請願をしたが、これは立派な政治活動だろう」「デモをやっている『9 条の会・さいたま』は自公政権に対する批判をくりかえしている、これが政治活動でないのか」などです。

そして公明党の賛同を得て、10 月 9 日に「さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議」という附帯決議をつけて 26 年度決算報告書を承認しました。「民主改革」は反対し、共産党は退席しました。事態はそれで終わらず、10 月 15 日にさいたま市議会定例会(本会議)において、自民党から「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正案が提出されました。「センターの管理を指定管理者に行わせるための管理の基準その他の必要な事項を定めるまでの間、適用しない」という内容で、28 年 4 月 1 日からの施行となっています。これは翌 16 日に可決されました。賛成は自民党・公明党、反対は民主改革・共産党でした。

●直営に変わる必然性はない

青羽市議はサポートセンターの利用状況にあたっては実態を知らない議員たちに「14 の登録団体には優先権がある」かのような発言を繰り返しています。しかし 14 団体は約 1700 団体と同じ利用規定で使用しているのです。「優先団体が 30 ある」「署名簿でメールボックスがあふれかえり他団体が迷惑をしているなど」などの事実無根の発言を繰り返しています。

私たちは「市民活動サポートセンター条例」に基づいて運営しており、同条例は「特定非営利活動促進法」や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づいています。「協働の推進条例」の第 2 条 2 項では、「主義」(政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的原理・原則)の支持や推進は市民活動から除いていますが、個別の政策や施策に対する活動は、市民活動として除いていません。つまり「安全保障に係る」賛否活動、「憲法改正に対する」賛否活動をすることを認めています。

●管理基準の見直しは「自由な市民活動」への

規制になる

また、「管理の基準の見直し」を決議していますが、現在、指定管理者は登録団体申請時の書類で判断しています。しかし、青羽市議が提出した資料はインターネットで調べた、団体がサポートセンター以外の場所で行った活動を記したものです。新たな管理基準は「申請後のサポセン以外の行動も常時、指定管理者は監視しろ」ということでしょうか。これは、14団体の問題にとどまりません。賛成した自民党・公明党支持者の中にも市民活動をしている人はたくさんいます。そういう団体がサポートセンター以外で、選挙活動や宗教活動をしているかどうか、指定管理者がチェックしろ、ということになりかねません。

また、「政治活動」かそうでないかは、青羽市議自身が「難しく、最終的な判断は司法にゆだねられる」と発言しています。その一方、「直営にし、市職員の『裁量権』で行え」と主張していますが、公務員の『裁量権』については厳しい判決があり、直営にしても「政治活動」については、指定管理者制度の下での判断条件と変わりません。

●高い評価を得ているサポートセンター

さいたま市が行った無作為抽出の郵送によるサポートセンターの利用者アンケートによると、窓口業務が「よい」とするものが70%を超えています。また、2011年のさいたま市が外部団体に委託した第三者評価でもすべての項目でオールAとされており、ふさわしくないという根拠は何もありません。

登録団体の利用方法に何か問題があるとなれば調査し、話し合いで解決することもできます。また、登録の方法に課題があるのであれば、担当課や利用者・学識経験者・企業・自治会など、さまざまな立場の人で構成する「運営協議会」等で検討し、登録方法を改善すればよいのです。それがなぜ、突如、指定管理者制度の中止になるのでしょうか。

注 2) さいたま市市民活動及び協働の推進条例第2条2項

(定義)

市民活動

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で

公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動、

ウ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ）の候補者（当該候補になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動に該当するものを除く。

Ⅶ. 評価結果のまとめ

市民活動サポートセンター 評価結果一覧表

施設名： 市民活動サポートセンター

評価機関名： 東京海上日動ファシリティーズ株式会社

評価項目		指定管理者 自己評価結果	評価機関 評価結果
I. 総則		A	A
1.施設の設置目的に基づいた基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されており、職員が理解しているか。	A	A
2.施設目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設目的を達成できているか。	A	A
3.職員の勤務実績・配置状況	管理職を含む常勤職員及び非常勤職員の勤務実績、配置状況は適切か。	A	A
4.職員のマナー	利用者が気持ちよく利用できるよう、利用者に対する職員の接客マナーは適切か。	A	A
5.開館の実績	仕様書に定められた、もしくは事業計画書等のおりに開館しているか。	A	A
6.施設の設置目的を実現するために必要な人材の育成・研修	施設の設置目的を実現するために必要な人材を育成する取組がなされているか。	A	A
II. 施設・設備の維持管理		A	A
1.建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A	A
2.備品の管理	施設の備品が適切に管理されているか。	A	A
3.清掃業務	利用者が快適に利用できるよう、清掃が行き届いているか。	A	A
4.警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	A	A
5.外構施設の保守点検業務 ⇒該当施設のみ評価を実施する	外構施設が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。		
6.植栽・樹木等の維持管理業務 ⇒該当施設のみ評価を実施する	施設周りの植栽・樹木等が適切に管理され、利用者が快適に過ごせるような良好な景観が保たれているか。		
III. 運営業務及びサービスの質の向上		C	A
1.利用実績	評価実施直前の2年間の目標件数及び利用件数の推移につき、半期毎(4～9月、及び10～3月)の状況を確認する。		
2.利用しやすい受付案内の実施	利用者が利用しやすい受付案内を実施しているか。	A	A
3.適切な利用情報の提供	すべての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な利用情報の提供を行っているか。	A	A
4.広報・PRの実施	当該施設について、広報誌やPR誌を作成するなど、具体的な取組を実施し、潜在的な利用者へのアピールしているか。	A	A
5.サービス水準の確保	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組を行っているか。	A	A
6.職員間での情報共有化	職員間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A	A
7.個人情報の保護	個人情報の保護に対する体制が整っているか。	C	A
8.事故防止対策への取組	事故防止のための体制の構築・取組を行っているか。	A	A
9.事故発生時の対応体制の構築	事故発生時の対応体制が確立されているか。	A	A
10.災害発生時の対応体制の構築	災害発生時の対応体制が確立されているか。	A	A
11.利用者の意見・苦情を抽出する仕組みの構築	利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。	A	A
12.利用者の苦情解決体制の構築	利用者の意見、苦情等を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A	A
13.利用者アンケートの実施	サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	B	A
14.団体事務局をサポートするための連絡場所機能	各市民活動団体等の郵便物や伝言の受け取り支援業務において、各団体が安心して活用できる環境を構築しているか。	B	A
15.市民活動に関する情報の提供及びその活用	市民活動情報を利用者へ提供しているか。	B	A
16.市民活動の相談・紹介、育成・支援	市民活動への参加者を育成し、地域における市民活動を支援しているか。	A	A
17.ロッカー貸出業務	利用者が公平・公正に利用できるような仕組みづくりを行っているか。	B	A
IV. 地域・地域住民との交流連携 ⇒該当する評価項目なし		B	A
1.地域や地域住民との交流・連携の取組	地域や地域住民との交流・連携に関する取組を実施し、地域交流の支援を実施しているか。	B	A
V. 収支状況		A	A
1.管理経費(指定管理料)の執行状況	管理経費(指定管理料)は適正に執行されているか。	A	A
2.収支決算状況	予算と決算に大幅な相違がないか。収入-支出がプラスになっているか。	+	+
3.利用料金収入実績 ⇒該当施設(施設)のみ評価を実施する	事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。	135%	135%
4.経費節減の取組	経費節減のための努力を行っているか。		

市民活動サポートセンター 評価総括

項目	指定管理者自己評価	第三者評価機関特記事項
I. 総則	設置理念を実現するため 6 つの機能（市民活動の入り口の機能、活動の拠点の機能、交流・ネットワークの機能、情報の受発信の機能、相談・コンサルティングの機能、学習の機会の提供の機能）に即した運営上のサービスを提供し、事業を展開している。	設置理念である6つの機能を果たす役割を確実に実現しています。その他、実現のために、職員の資質向上のための研修や意見交換を行い、職員全員で施設の機能向上のための創意工夫を随時行っています。
II. 施設・設備の維持管理	施設・設備の維持・管理は、行政の分担であるが、指定管理者のスタッフも随時館内巡回を行い、状況に応じて適宜対応し、その経過や結果を記録している。	利用者に対し、施設を安全・安心に利用してもらえるように、指定管理者の職員自ら巡回や施設の不具合箇所を行政側に意見をしています。
III. 運營業務及びサービスの質の向上	受付窓口で常時担当者が在籍できるよう職員を配置し、利用者サービスを重視している。また、相談や苦情対応について、随時課題を整理し、スタッフ間で共有するとともに、必要なスキルについての研修を行っている。	研修計画を立て、確実に実施している他、利用者サービスに関する意見や利用者サービスに対する事例等を共有することで、施設が一貫してサービスの向上に努めています。
IV. 地域及び地域住民との連携		
V. 収支状況	適正な収支管理、経理事務が行われ、黒字の実績を積み上げている。また、運営と事業の両面で経費削減の成果を得ている。	適正な収支管理が行われている他、経費削減にも積極的に取り組んでいます。
VI. その他	市民活動を通じたまちづくりや地域の活性化に向けた多様な力を最大限に引き出すことをさまざまな手法で実現している。また、他施設や市民活動団体のニーズ調査をとおして施設の社会的役割を見直し、豊かな市民社会の実現のためにできることを検証しながら、役割と機能の強化をめざしている。	市民自治を基本として、新しい公共の場としての機能を果たすよう、様々な工夫がされています。現在、行政側から相談を受けるなど、新しい公共の場としてケースモデルにもなりつつあります。

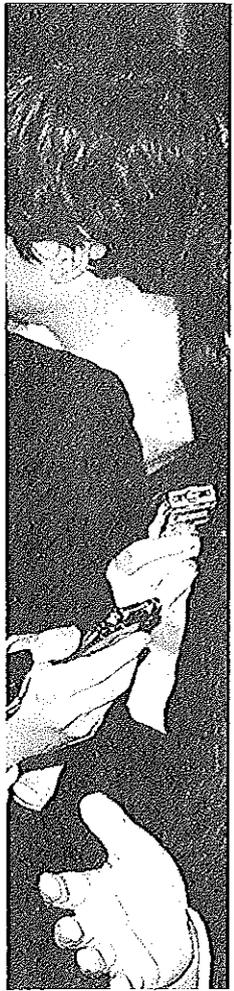
評価結果についての講評

市民活動サポートセンターとして6つの機能を果たす役割がされています。職員に対してもアンケート・面談を実施しており、さらに計画的に研修を実施することで、職員の資質向上・利用者サービスの向上を随時継続して行われています。利用稼働率も目標に対し、増加傾向にあるほか、収支状況に関しても、黒字を保ちつつ、経費削減を行っています。黒字に関しては、利用者に対し、複写機の増設など還元を行っています。

指定管理者からの意見

高い評価をいただき、ありがとうございます。開館からの4年間は、行政でも企業でもなく、NPOだからできる「市民自治」の考えを基盤においた公共施設の運営と市民活動の支援のあり方を追求してきました。今回の評価では、そのことをよく理解していただいたと思います。これからも、行政や企業、大学、生協、財団法人など多様なセクターとの連携を深めつつ、市民の力を信じ、市民とともに、市民活動の支援にあたっていきたいと思っています。

基



住民説明会を終

さいたま市議会

市民活動の施設直営に

条例案可決「集会制限の恐れ」

施設を優先利用できる市民団体の一部が「政治活動をしている」として、さいたま市の市民活動サポートセンターの運営を指定管理者から市の直営に変更する条例改正案が、十六日の市議会本会議で自民、公明などの賛成多数で可決され

た。有識者や市民団体からは「憲法で保障された集会の自由が制限されたり、活動の萎縮につながるかねない」との批判が出ている。公共施設の運営を民間に

任せる指定管理者制度は経費節減などのため、二〇〇三年の地方自治法改正で始

まった。今回の条例改正は、「管理の基準その他の必要な事項」を定めるまでの間は指定管理者による運営はできない、との内容。

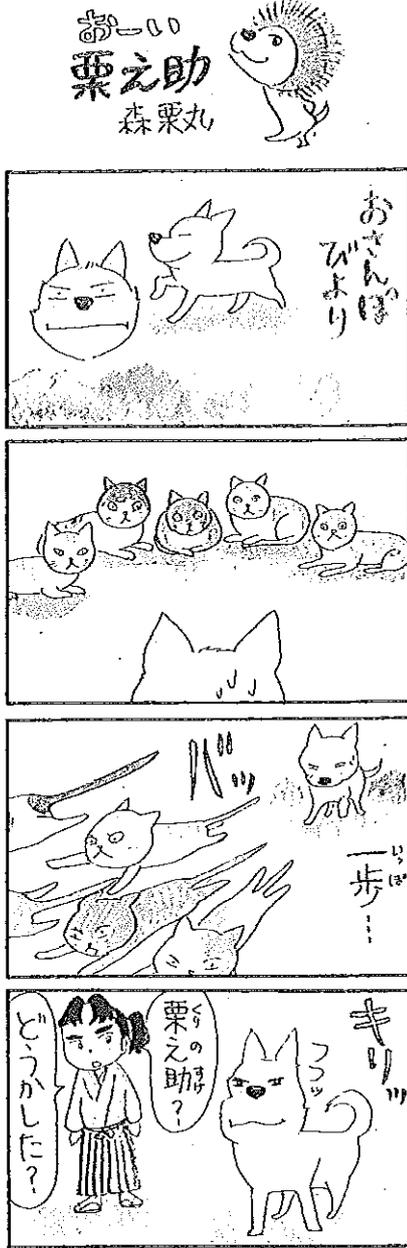
改正案を出した自民党の青羽健仁市議は「政治活動を規制する気はないが、公

共施設を優先的に利用する場合は一定の公平性があるべきだ」と主張。一方、反対した民主系会派の土井裕之市議は「市が基準を作っていくつかの団体に施設を利用させない意図があるのではないか。憲法二一条などで保障された自由な活動の制限につながるかねない」と話した。

センターは公益目的で非営利なら誰でも使えるが、利用登録した団体は、会議用の座席の事前予約などが優先利用できる。現在は約千七百団体が登録しているが、青羽氏は十四団体が

「政治活動を行っている」と名指しした。このうち「九条の会・さいたま」の斉藤修治事務局長(セシ)は「市直営になれば、予約の妨害など、活動しにくくなる恐れがある。改正前にわれわれの意見も聞かず、一方的で憤りを感じる」と話した。

上脇博之・神戸学院大教授(憲法学)は「政治的色彩があれば施設の使用がだめだと言え、憲法違反になる。公共施設は、よほど分かった。政治資金規正法は補助金の交付決定通知から一年間、政党や政治資金団体への献金を禁じており、馳氏側へのこれらの献金は法に抵触する可能性がある。ただ、政治家側が決定を知らなかった場合は刑事責任を問われない。



コーヒーマスターの資格が取れる通信講座!

▼資料請求は
お電話・FAX・
携帯・インター
ネット。

☎03-3465-2012
FAX:0120-161-418
www.happy-semi.com/s/7088
〒151-8671
東京都渋谷区元代々木町14-3
日本創芸学院

馳浩文部科学相が代表を務める自民党石川県第一選挙区支部が、国の補助金交付の決定通知を受けて一年以内の金沢市の自動車解体会社から、二〇一二年以降の三年間で計二十九万円の献金を受けていたことが、分かった。

馳文科相代 補助金

「現在精査中だが、法に触れるのであれば返金したい」と話した。同社は「こ

さいたま市議会

指定管理停止を可決

市民活動センター市、基準作り検討へ

さいたま市議会は9月定例会最終日の16日、市民活動センター(同市浦和区)について、指定管理者のNP

民主改革と共産、無所属の川村議員(南区)は反対。センターは条例施行の来年4月1日から市直営となる。議案はセンターを優先利用できる登録団体の一部が、施設を政治活動に使っていると

進法や同市の市民活動推進条例で定めた市民活動の範囲を逸脱した政治活動で施設を使うことを防ぐ管理基準などを市が定めるまで、運営を指定管理者に委託できる条例の規定を付則で停止した。

なっていた市民と行政の協働方式が継続できなくなるが、同市長は「基本的な方向性は否定されておらず、条例の精神を踏まえてやっていく」と述べた。

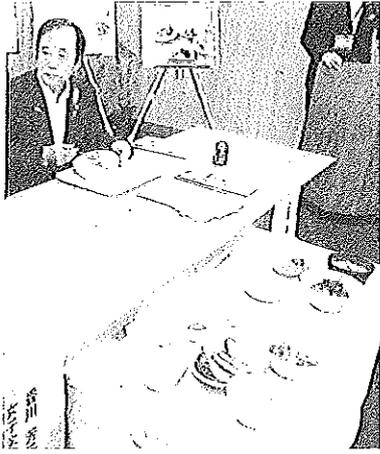
9月定例会は「岩槻人形会館(仮称)一建設に向け7千万円の債務負担行為を設けた一般会計補正予算案や昨年度決算議案など、計30議案(市長提出25件、議員提出3件、委員会提出4件)を可決、同意、認定して閉会した。(田付智大)

案(議員提案)を自民、公明と無所属の吉田一郎議員(北区)の賛成多数で可決した。登録団体が特定非営利活動促

清水勇人市長は閉会后「基準を作るのは難しいところもあるが、これから検討したい」と発言。センターの特徴とも

5市民団体は同日、条例改正は憲法で保障された思想、信条の自由や表現の自由の規制

抗議の声明を出した。



マラソンランナー向け食事メニュー

県と女子栄養大(香川女子学長、坂戸市)が、11月15日にさいたま市で開催される「第1回さいたま国際マラソン」に向け、大会直前1週間分の食事メニューを共同開発した。大会3日前からエネルギー源となる炭水化物(糖質)の摂取比率を高める持久系スポーツ向けの食事方法「カーボローディング」を採用。県の公式サイトで献立とレシピを紹介し、市民ランナーの完走や記録更新をサポートする。

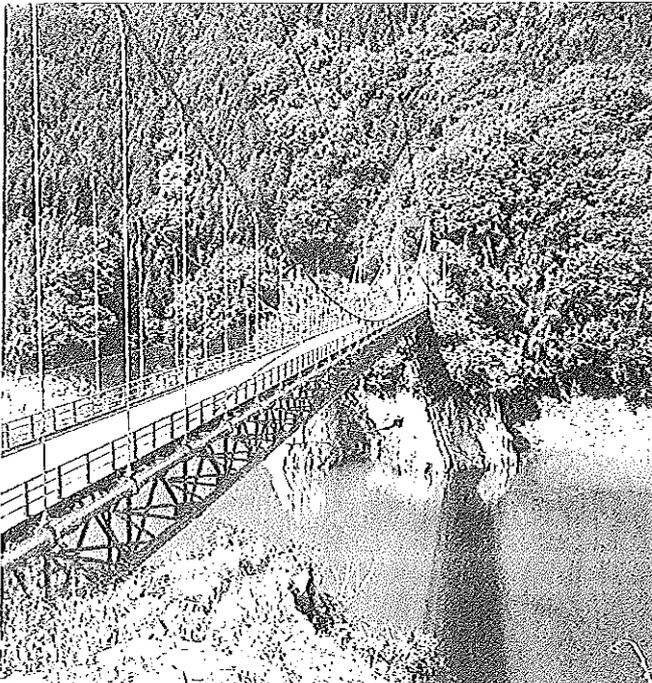
同大が9月に県と締結した「スポーツ振興分野での協力・連携に関する覚書」に基づき監修。同大は平成21年から箱根駅伝の優勝常連校、東洋大陸上競技部の栄養指導を担当しており、開発メニューにもスポーツ栄養学分野の高い専門性が生かされているという。大会1週間前は鉄分やカルシウムの摂取を意識し、

栄養大が共同開発

大会当日には、会場で献立とレシピの一部を写真入りで掲載した同大の月刊誌

「前日は餅入り親子雑炊(朝食)やみそ煮込みうどん(昼食)など消化のよい献立。夕食は油を使わないゆで豚と蒸し野菜ハニーマスタードソースで、胃腸の負担を抑える。中国風スープにも餅を入れ、糖質エネルギー比率を1週間前の60・7%から74・5%まで高めた。

昼食に鶏レバー入りのドライカレーなどを提案。練習量を徐々に減らし、カーボローディングを開始するレース3日前の昼食は、食が進みやすいショウガ風味の鶏肉とゴボウのペペロンチーノとした。



橋 真っ赤にお色直し

(かなな きょう ネット設 行が再開 橋は建設) を束ね合わせて使用された。今回の工事はアスファルト路盤にひび割れが目立つようになったため、昨年12月に着工。長寿命化を目指し、路盤の張り替えと床板上の防水工事を行

市民サポセン運営見直し

さいたま市議会で「市直営」可決

さいたま市議会9月定例会は最終日の16日、市民団体が利用する「市民活動サポートセンター」(同市浦和区)の運営について、自民市議が提案した指定管理者制度をやめて市の直営にする条例改正案を賛成多数で可決した。

【公開交通取り締まり】17日▽昼(無免許、速度、交差点など)熊谷、川越、大宮東、所沢、川口▽夜(無免許、飲酒、速度など)越谷、狭山、飯能、杉戸、上尾

で可決した。同センターは平成19年に開設され、市の審査を受け「さいたまNPOセンター」が指定管理者として運営。9月末現在で1727団体が登録し、打ち合わせなどに活用されている。提案した青羽健仁市議は、委員会などで憲法9条や原発、拉致問題などをテーマに活動する団体が優先的に施設を利用していると指摘。「今の管理基準は市民全体の公平性や公正性になっていないのか疑問だ」と述べた。一方、さいたまNPOセンターの村田恵子専務理事は「一部団体を優先している事実はない」と反論した。

さいたま総局
〒330-0063
さいたま市浦和区
高砂1-2-1
☎048-829-2311(代)
FAX 048-830-1091
saitama@sankel.co.jp
広告 048-834-1211
購読申し込み
0120-70-3034
配達・集金
0120-34-4646
紙面・記事
03-3275-8864
Web
http://www.sankel.com/region/region.html

あすのこよみ	
(18日)	
旧9月6日	
《友引》	
月齢	5.1
日出	5:51
日入	17:04
月出	10:15
月入	20:43
満潮	8:04
	19:05
干潮	1:21
	13:38
中潮	(東京)

2015年10月16日

さいたま市議会議長 桶本大輔 様
自民党市議団長 新藤信夫 様
公明党市議団長 上三信彰 様

「市民活動サポートセンター条例の一部を改正する条例」可決に抗議する声明

日頃、市民活動サポートセンターを利用させていただいている市民及び市民団体です。

このセンターの設置は「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の第1条に明記されているように「市民活動及び協働の推進条例第8条の規定に基づき市民活動を支援し、その活性化を図るため」とあります。「市民と自治体の協働」という素晴らしい理念と、その先駆的取組みは全国で注目され評価されています。絶えず協働の実現に向け、日々努力している管理団体には大変お世話になり、市民サイドに立った運営に感謝しております。

ところが、利用団体や市民の声を聴かず、一方的に条例改正案を10月16日のさいたま市議会本会議で可決したことに強く抗議します。

また、この「改正」は日本国憲法で保障された思想・信条の自由、表現の自由を規制し、私たち市民の基本的な人権を侵害する運営へと改悪される懸念、危惧を抱きます。まさに、市民や市民団体の自由でかつ民主主義的活動、発展を阻害するものに外なりません。

私たちは協働の理念実現のため、現行の管理団体の継続を強く求めます。

以上

教育と自治・埼玉ネットワーク
エタニットによるアスベスト被害を考える会
浦和青年の家跡地利用を考える会
朝鮮・韓国の女性と連帯する埼玉の会
子どもの人権埼玉ネット

上記団体問合せ先：さいたま市浦和区岸町3-4-14

T & F : 048-822-6830

斎藤紀代美

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

抗議文

平成 27 年 10 月 16 日のさいたま市議会で「さいたま市市民活動サポートセンター条例」が改正され、来年度から指定管理者制度をとりやめ、市が直営で運営することが決定されました。その理由は 14 団体が「政治活動」を行っており、登録団体としてふさわしくなく、それらの活動を許している指定管理者は問題であるという指摘が根拠になっています。

貴議会は、議会で議論していることを市民活動団体がとりあげること自体が「政治活動」であるという一部議員の意見を根拠にして今回の議決に至りました。この考え方からすると、まちづくりや環境保全、福祉活動などほぼ全ての領域の市民活動が「政治活動」となってしまいます。そういった解釈のもと提案され、貴議会が議決された内容は、市民活動の発展を阻害するものでしかありません。加えて、市民活動団体が市議会に請願を行ったことをも「政治活動」と解され、問題視されていること自体にも驚きと強い疑念を抱いています。

以上の理由から私たち、きょうと NPO センターは、今回のさいたま市議会の議決に対して強く抗議します。

本来、政治と市民活動は密接な関係にあるものです。地域の課題解決には議会とのパートナーシップが重要ですし、政策提言も重要な市民活動の機能であり役割です。その中で、当然、原発推進を主張する団体があってもいいですし、反対を主張し取り組みを進める団体があってもいい。同じように安保賛成、反対双方の団体があってもいいと考えます。そのような多様性と議論の保障は市民社会にとって不可欠です。闊達な地域での多様な活動を萎縮させることにつながる、今回の議決に強い危機感と怒りを覚えます。万事公論に決すべき熟議のための議会制度の破壊そのものといえます。議会自らがそうしたことをしてはいけません。

私たちも平成 15 年から京都市市民活動総合センターを運営してまいりました。指定管理者として、高い倫理観と志をもち、市民社会の成熟と市民サービスの向上に誇りと情熱をもって取り組んで来たことを自負しています。

この 12 年間で政治活動と市民活動の問題に関して、同様の指摘を受けたことも数度あります。しかし、その度に指摘して頂いた方と、話し合いを基調とする努力で相互の理解を深め乗り越えてきました。運営上の課題があるのなら指定管理者制度の枠内においてまずは解決すべきです。ルールを勝手につくりかえるべきではありません。

今回の議決は遺憾の極みであり、市民活動を支え、市民社会の発展に努力してきた立場として看過できません。私たちは、本質を踏まえた議論が再び貴議会で真摯に行われ、市民活動と政治活動の関係を的確に整理されることを強く望みます。その上で、市民活動と議会とのパートナーシップが健全に機能することを願っています。

平成 27 年 10 月 16 日

特定非営利活動法人 きょうと NPO センター

理事長 中村 正

2015年10月20日

意見表明

さいたま市議会の市民活動サポートセンターに関する条例案可決について

特定非営利活動法人日本NPOセンター
代表理事 早瀬 昇

さいたま市市議会において、10月16日、同市の市民活動サポートセンターを「一部の団体が政治的な目的で利用している」ことを理由に、指定管理者による運営を停止して、一時的に市の直営にするとした条例案が可決されました。私たちは、これを市民活動に対する誤った理解により拙速になされた議決と考え、深い憂慮の念を表明します。

さいたま市市民活動サポートセンターは「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」および「市民活動サポートセンター条例」に基づいて運営されていますが、これら条例で「市民活動」は次のように定義されています（推進条例2条）。

市民活動：市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

なお、これらは、1998年に成立した特定非営利活動促進法（通称NPO法）における特定非営利活動の定義に準ずるものです。ただし、NPO法においては、上記ア・イ・ウを「主たる目的とするものでないこと」として特定非営利活動を定義しています。その違いはあれ、上記のイ・ウに従事しないことが、いわゆる市民活動と政治活動を峻別するひとつの標準として確立されているものだと言えます。

今回の市議会の決議にいたる過程において、市民活動サポートセンター登録団体のうちの一部の団体、正確には約1700の登録団体のうちの14団体が、「政治活動」を行う団体と名指しされました。しかしながら、そもそも市民活動が「地域又は社会における課題の発見及び解決のために」行われるものであるとすれば、その活動のなかに政治の場面で争点となっているテーマを扱うものが含まれることはごく自然なことです。上記

条例のイ・ウに従事しない限り（あるいはそれを主たる目的としない限り）、そういった活動は公益的な市民活動の一部であるということが、NPO法制定以来公式に認められている事実です。そのことを決してないがしろにはなりません。

実際、昨今政治的テーマを扱う市民活動を制限しようとする動きが散見されるようになってきており、それらにおいては、平和、民主主義、原発・エネルギー問題などのテーマで活動する市民活動団体がやり玉に上がる傾向が見られます。これらを、上記の市民活動の定義からはずれる「政治活動」と誤解・曲解したうえで、その活動を制限しようというものです。

NPO法の逐条解説で知られる『NPO法コンメンタール』においても、特定非営利活動法人（NPO法人）の政治活動の制限について、「政治上の主義の推進」に制限がかかっているのに対し、「政治上の施策」すなわち政策提言活動に関しては制限が加えられていないことに注意を促しています。「政治上の施策」とは、「政治によって実現しようとする具体的な方策」を指し、「特定非営利活動を行う団体が、様々な政策提言を行っていくことは当然であるし、重要なことであるとの考え方」にこの法律が立脚していることが解説されています。

さいたま市市民活動サポートセンターの利用団体には公益法人や任意団体なども含まれますから、NPO法の解釈だけで議論できるわけではありません。しかし、NPO法の制定過程で「政治上の施策」に関わる活動を排除するべきではないことが確認された経緯・理由をふまえることは、我が国に自由闊達な市民活動を広げる上で極めて重要だと考えます。

私たちは、今回の議決を発端に、さいたま市市民活動サポートセンターにおいてNPO法人をはじめとする市民活動団体の活動が不当に制限されることのないよう要求するとともに、これが他地域に悪影響を及ぼすことのないよう、各自治体の市民活動推進担当者ならびに議会に対し強く要望します。また、市民活動の関係者が、市民活動団体による政策提言活動に不必要な自粛・自主規制を加えることのないよう念願します。

以 上

声 明

市民活動の規制につながり、市民との「協働」を否定する 「サポートセンター条例」改正に強く抗議し、撤回を求めます。

特定非営利活動法人 さいたま NPO センター
代表理事 中村 陽一

2015（平成27）年10月16日にさいたま市議会において「さいたま市市民活動サポートセンター条例」改正が可決されました。来年度からさいたま市市民活動サポートセンター（以下、サポートセンター）の「市民と行政による協働管理運営」をやめ、「行政の直営」にするという、「サポートセンター条例改正」は、行政が「あらたな『管理基準』をつくって、市民活動を監視せよ」という内容です。^(注1)

- (1) これは「サポートセンターの利用は政府や行政の認めた活動しか利用できない」と市民に圧力をかけるようなことであり、まちづくりへの市民参加を規制することにつながります。
- (2) また、2004年から市民、NPO、ボランティア団体、自治会、行政など多くの方が参加した協働で築き、利用者そして全国から高い評価を受けているサポートセンターの「さいたま市型協働管理運営」を否定するものです。
- (3) 現在の「さいたま市型協働管理運営」は、市民と行政が760日をかけて準備し、約2500日をかけて積み上げてきたものですが、議会は、利用団体・登録団体、指定管理者にヒアリングもしないまま、事実無根の発言をもとに、わずか4日間の審議による条例改正という方法で否定しました。

開設以来、指定管理者として「協働管理運営」を担ってきたさいたまNPOセンターにとって、とうてい承服できることではありません。ここに、強く抗議し、条例の撤回を求めます。

● 「条例改正」は地域や社会にとって欠かせない自由な市民の活動を規制するものです。

条例改正を提案したさいたま市議会自由民主党は、「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」市民の活動で、サポートセンターを利用しているのは問題だとしています。^(注2)

社会のあり方を決める議会や行政の施策について、その社会をつくっている市民が意見を述べることは当然のことであり、政府や行政の「施策」についての市民の開かれた議論と活動は、健全な市民社会にとって大切なものです。

とくに、近年、市民活動に求められているのは、行政だけでは解決がむずかしい社会的な課題を解決する役割で、市民が施策に意見を述べ活動することは、むしろおおいに歓迎されるべきことです。

このような社会における市民活動を支援するための施設は、まず何よりも自由な市民の活動を保障するものでなければなりません。もちろん自由な市民の活動のなかには、「特定非営利活動促進法」および「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」で認められている、政府や行政の「施策」についての賛否の議論や活動も含まれます。^(注3)

今回の「条例改正」は、こうした市民社会のあり方を真っ向から否定するものです。

●利用者からも全国からも高い評価を得てきた「協働管理運営」を否定するものです。

さいたま市のサポートセンターは、市民活動を支援する施設であることを大事にしようと、市民自身と行政がいっしょに管理・運営する「さいたま市型協働管理運営」という運営形態をとってきました。開設以来8年間、利用者は連日1000人を超え、登録団体は1727団体（2015年10月15日現在）、利用する市民・市民団体はさらに多く、年間利用者は40万人に達しています。「さいたま市型協働管理運営」は、100団体を超える視察見学がある、全国の市民活動支援施設のモデルとして注目されてきた、さいたま市が誇るべきものです。

ところが、2016（平成28）年度からの第3期指定管理者の選定中で、私たちを含めた3つの団体が選定委員会の選定結果を待っている時期に、さいたま市議会が市民活動サポートセンターを行政の「直営」にすると決めてしまいました。

このサポートセンターの運営は、2012年にさいたま市が実施した「指定管理者第三者評価」においては、すべての項目について最高点というきわめて高い評価を得ています。

また、さいたま市が毎年実施している「サポートセンター利用者アンケート」によっても好評であり、利用者の評価・意見を反映させる運営協議会の仕組みをもつ、優れた「協働管理運営」を変更しなければならない理由は見出せません。

今回のさいたま市議会の「行政がサポートセンターを利用できる団体とできない団体の新たな『管理基準』をつくるまで、市民活動サポートセンターを行政の直営にする。」という「条例改正」は、「市民活動とは何かを行政が決め、利用させる市民とさせない市民を行政が選別せよ」ということです。これは、10年以上の歳月をかけて多くの市民が参加し育んできた、「協働管理運営」の理念を否定することです。

●「条例改正」の理由にあげられた特定の団体の「優先利用」の事実はありません

この条例改正の提案者のひとりである自民党の青羽健仁議員は10月16日、NHKテレビの取材に答えて、「国論や市民の議論を二分するようなテーマを扱っている団体を市民活動として優先利用させているところに問題がある」^(注4)と語っています。

私たちさいたまNPOセンターは、指定管理者として、「サポートセンター条例」や「同施行規則」にもとづいて運営をしています。青羽議員が問題があるとしている「安保法」や「原発」などの施策にかんして活動する団体も、1727の登録団体のひとつとして、まったく同じ利用条件で、公平・公正に利用しています。

特定の団体への「優先利用」という事実はありません。

●さいたまNPOセンターはとうてい承服できません。強く抗議し、撤回を求めます。

さいたま市議会がこうした事実誤認を根拠にしたまま、成立させた「サポートセンター条例改正」は、さいたま市の市民活動と協働の推進に大きな役割を果たしてきたサポートセンターの「協働管理運営」を否定するものであり、これからのさいたま市の発展の大きな障害となるものです。

政治的な施策にかんする市民活動を公共施設から排除し、市民の自由な言論、表現、活動に圧力をかけ規制することに道をひらきかねない危険なもので、私たちにはとうてい承服できるものではなく、ここに強く抗議し、撤回を求めます。

(注 1)

2015年10月16日にさいたま市議会において、自民党の青羽健仁市議ほか1名の提出した「さいたま市市民活動サポートセンター条例」の改正を求める議案が自民党・公明党などの賛成によって可決されました。(賛成：自民・公明党等 反対：民主改革・共産党等)

「管理の基準そのほかの必要な事項を定めるまで、平成28年4月1日から、指定管理者によるサポートセンターの管理を行わせない」という内容の「附則」を付けた「市民活動サポートセンター条例改正案」が10月15日に提出され、その日の午後の「市民生活委員会」で自民党・公明党の賛成で採決、翌16日に本会議で、採決されました。

この議案を提出した自民党の青羽健仁市議は、10月5日の決算・行政評価特別委員会において、サポートセンターの登録団体1727(2015年10月15日現在)のうちの登録団体12を含む14の団体を「政治活動」をしている団体として列挙し、サポートセンターを利用しているのは問題だと主張しました。

14団体とは「原発埼玉県民投票準備会」「九条の会・さいたま」「北朝鮮に拉致された日本人を救出する埼玉の会」「婦人民主クラブ埼玉支部」「さいたま地区平和運動センター」「かわぐち九条の会」「埼玉保守市民の会」「日朝友好連帯埼玉県民会議」「原発」国民投票埼玉賛同人会」「平和・民主・革新の未来を開くさいたまの会」「民主主義を求め続けるプロジェクト」「生き証人プロジェクト」(以上、登録団体)

「捏造慰安婦問題を糾す日本有志の会」「戦争法案を廃案に!女たちの会・埼玉」

なお、さいたま市議会は定員60名。会派構成は、「自由民主党さいたま市議会議員団(自由民主党):23名」「民主改革さいたま市議団(民主改革):16名」「公明党さいたま市議会議員団(公明党):11名」「日本共産党さいたま市議会議員団(日本共産党):8名」「無所属:2名」

(注 2)

「条例改正」に先立つ10月9日の決算・行政評価特別委員会では、決算の承認に際して、「指定管理者『の管理の下で』『登録された団体の活動の一部において、政治的な目的に基づく主張を強く反映した施策の推進をはかり、支持し又は反対を企図したものと見受けられる』から、『施設管理の基準その他の必要な事項等の見直しを図り、『関係条例等の見直しを含めた措置を早急に講ずることを強く求める』』とした「附帯決議」が付けられて採決されました。(自民党・公明党:賛成。民主改革:反対。共産党:退席・棄権)。

この「附帯決議」にある「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」活動は、「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」で、「市民活動から除く活動」に含めていません。

(注 3)

もともと「さいたま市市民活動サポートセンター条例」は「特定非営利活動促進法」(NPO法)や「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」に基づいてつくられています。

「さいたま市市民活動及び協働の推進条例」では「条例第2条2項イ」で、市民活動から除く活動を定めていますが、「施策の推進を図り、支持し、又は反対を企図した」活動は、市民活動から除く活動に含めていません。

さいたま市市民活動及び協働の推進条例 第2条2項(定義)
市民活動

市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

ウ 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ)の候補者(当該候補になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(注 4)

逐語的には「いわゆる国論を二分するような、市民の議論を二分するようなね、テーマを扱ってらっしゃる。そういった団体を市民活動として優先利用させている所に問題があるだろう」という発言だった。

2015年10月20日

さいたま市議会 桶本 大輔 議長

意見表明

さいたま市議会の市民活動サポートセンターに関する条例案可決について

認定 NPO 法人市民セクターよこはま
理事長 中野 しずよ

横浜市市民活動支援センターの管理運営を担っております認定 NPO 法人市民セクターよこはまとして、わたくしたちの経験をもとに、平成 27 年 10 月 16 日のさいたま市議会における「さいたま市市民活動サポートセンター条例案可決」について、意見を表明します。

【危惧していること】

各種メディアの報道によると、今回の条例改正の背景には、「さいたま市市民活動サポートセンターを、一部の団体が政治利用している」「登録団体の一部に、政治的な目的に基づくものが見受けられる」などということがあるとされています。

私たちが危惧しているのは、今回の議決が「政治上の施策の推進」と「政治上の主義の推進」を混同してなされたのではないかと。また、それらと関連して今後、「政治上の施策」に関わる活動団体が排除されてしまうのではないかと。の 2 点についてです。

【「政治上の施策の推進」についての基本的考え方】

特定非営利活動促進法第 2 条においては、特定非営利活動法人についての規定がされており、同条第 2 項第 2 号においては、「その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること」の 1 つとして、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと」と規定されています。

これを定めた趣旨に関して、「NPO 法コンメンタール（日本評論社）」では、「特定非営利活動を行う団体が、様々な政策提言を行っていくことは当然であるし、重要なことであるとの考え方から、『政治上の施策』の推進等に関しては、敢えてこれを法文から除外し、法人が自由に行えるようにしたわけである。」と記されています。

つまり、特定非営利活動促進法では、「政治上の主義の推進」は制限するものの、「政治上の施策の推進」については、除外しないこととしています。

【横浜市における判断基準】

政治活動を判断する基準としては、横浜市市民協働条例第 5 条第 2 号において、「政治上

の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」を、同第3号では、「特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」を除くこととしています。

条例の解釈については、所管部署が作成した「横浜市市民協働条例の解釈・運用の手引き」があり、以下のように記載されています。

○この条例でいう政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持又はこれに反対することを目的とする活動」をいいます。ここでいう政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を示すもので、例えば、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれにあたります。

具体的には、政治上の主義の普及宣伝行為として行う時局講演会及び開催告知のポスター、看板の掲示等が政治活動に該当すると考えられます。ここでは、NPO法同様、政治資金規正法で言う「(政治上の) 施策」は含めてはいません。したがって、政策提言など政治によって実現しようとする具体的な施策推進などの活動については市民公益活動になると考えられます。

【判断基準をもとにした実際の運用】

わたくしたちも平成21年度から横浜市市民活動支援センターを運営しており、平成25年度からは、横浜市と協働契約を締結し、何か問題があれば、ともに考える姿勢で、協働による管理運営を行っております。

上記に記しましたように、横浜市においても、「政治上の主義の推進」は制限するものの、「政治上の施策の推進」については、除外しないこととしており、活動団体の利用登録に際しては、条例を示し、センター内では「政治上の主義の推進に関する活動」を行うことができない旨をお伝えし、了解を得るようにしています。

この7年の間には、政治活動と市民活動の問題に関して、判断が必要な場面が数件ありました。その際、登録を希望する団体やチラシの配架を希望する団体等とは、条例とその解釈を伝え、また根拠となる書類等の提出や聞き取り、およびインターネットからの情報収集などによる事実確認を行うことで、相互理解を深めてきました。登録後も、範囲を超えた使い方気付いた際には、ご指摘もしますが、はじめに確認ができていることなので、話し合うことで、ご理解いただいております。

【全国の公設民営、公設公営施設への影響】

さいたま市の条例でも、当該部分について、横浜市の条例とほぼ同様の条文となっており、指定管理者である、さいたまNPOセンターにより「政治上の主義の推進」と「政治上

の施策の推進」の違いを踏まえた運営が行われていると承知しております。

こうした中、指定管理者へのヒアリングなどのプロセスを経ず、「さいたま市市民活動サポートセンターの適切な管理運営の確保を求める決議」が議決されたことに、違和感を覚えるとともに深く憂慮しています。

そして、同時に、全国の公設民営・公設公営の市民活動支援センターへの波及について、とても心配しています。

今後、市民活動と政治活動の関係を関連法である特定非営利活動促進法などにも照らしながら、公正に整理されることを願っています。

そして、市民活動と議会との関係が良好に機能することを願っています。

以上